

健感発0218第1号
医政地発0218第1号
令和2年2月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の受け入れ等については、格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されているなど、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先を確保することが急務となっているところ、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）にて、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること等が可能となっていることを踏まえた対応をお願いするとともに、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）及び「感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月13日健感発0213第1号・医政地発0213第1号）にて、新型インフルエンザ患者入院医療機関への搬送や第一種及び第二種感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床の確保を検討・調整いただくなど、具体的な入院病床の確保に努めていただいたところ です。

今般、新型コロナウイルス感染症患者等の増加を受けて更なる入院病床の確保が必要な状況となっていることから、貴職におかれましては、当面の間、貴管内の特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関において緊急時等やむを得ない場合を除いて新型コロナウイルス感染症患者以外の新規入院の制限を行うとともに、医療機関において新型コ

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。上記、各都道府県の取組については、改めてご報告を頂く事を予定しておりますことを申し添えます。

なお、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づき、あらかじめ厚生労働省の要請を受けて、都道府県等が感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関の病床を調整・確保した場合には「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について」（令和2年2月18日健感発0218第2号・医政地発0218第2号）のとおり支援を行うこととしておりますのでご活用下さい。

健感発 0218 第 2 号
医政地発0218 第2号
令和 2 年 2 月 1 8 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について、格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、神奈川県横浜市に所在する港に寄港したクルーズ船において発生した新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させるための病床の確保を更に促進することを目的として、下記のとおり当該病床の確保に係る支援を実施することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関等への周知をお願いします。

記

- 1 対象施設は、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関とする。
- 2 対象となる病床は、感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関の病床であって、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づき、あらかじめ厚生労働省の要請を受けて都道府県等が調整した病床に限るものとする。
- 3 当該病床の確保に要した費用について、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に基づき補助を行う。
- 4 当該補助事業は、令和2年3月31日までの期間に限るものとする。